# 1. 指定管理者

# (1) 名称及び所在地

一般財団法人豊中市医療保健センター

代表者 理事長 足立 佐知子

豊中市上野坂 2-6-1 電話 06-6848-1661 FAX 06-6852-6635

# (2)組織

(単位 人)

豊中市立介護老人保健施設かがやき																							
			管理課					療養課															
						(総系	务係)						(療	養グ	゛ルーフ゜)			計					
	1.6-	r		(管理係)						(デイ・ケアグループ)						н							
施		,								(リハビリテーショングループ)													
区分	設	施設	課	課	副	係	支	管	薬	事	課	主	グ	チ	介護支援車	理学療法士	運						
	長	長		長補	主		援相	理栄	剤	務			ルー	]	・介護		転						
			長	佐	幹	長	談員	養士	師	員	長	幹	プ 長	フ	・介護助手	作業療法士	手						
常勤	1		1	1	1	1	1	1			1	1	2	3	21	5		40					
予 到 	1	1	1	1	1	(1)	1	1			1	1	(1)	3	21	3		(2)					
非常勤	_	(1)	_	_	_	_	_	_	2	1	_	_	_	_	48	2	8	61					
クト 田 美川			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)							2	1					10		Ü	(1)
計	1	(1)	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	3	69	7	8	101					
н	н	1	1 (1)	1 (1)				(1)			2	1			(1)	3	30		3	(3)			

(単位 人)

(単位 人)

柴原地域包括支援センター							
区分	管 理 者		社会福祉士	介護支援専門員※	量		
常勤	1	4	3	2 (1)	1 0 (1)		
非常勤	_	_	1	3	4		
計	1	4	4	5 (1)	1 4 (1)		

居宅介護支援事業所かがやき							
	管	介護支援専門	=1				
区分	理	援専	計				
	者	門員					
常勤	1	1 (1)	2 (1)				
非常勤		2	2				
計	1	3 (1)	4 (1)				

注:()は、兼務による人数を示す。

※介護支援専門員には、主任介護支援専門員3人を含む

(ア) かがやき管理運営業務責任者

(氏 名) 波内 俊三

(住 所) 兵庫県宝塚市山本丸橋2丁目13番13号

(連絡先) 0797-88-7442

(4) 個人情報保護管理責任者

(氏 名) 波内 俊三

(ウ) 情報公開責任者

(氏 名) 猪谷 豪志

(3) 運営委員会

介護保健施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、居宅介護支援、 地域包括支援センターの運営管理に関する必要事項の審議をします。

- (ア) 名 称 介護老人保健施設等運営委員会
- (4) 開催回数 1回以上
- (4)協力病院

病状の悪化及び専門的な治療を必要とする入所者等の緊急的な診療等に 協力をいただいています。

(ア) 名称及び所在地

市立豊中病院

豊中市柴原町4-14-1 電話 06-6843-0101

#### 2. 基本理念

"こころ豊かなかがやきのある生活"を支援します。

#### 3. 施設の運営方針

- ① 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供に努めます。
- ② 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となること の予防に資するよう、サービス計画に沿って計画的にリハビリテーションを 行います。
- ③明るく家庭的な雰囲気を有し、地域と家庭との結びつきを重視します。
- ④ 居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設及びその他の保健医療サービス・福祉サービスを提供する事業者との密接な連携を行うよう努めます。
- ⑤ 施設サービス及び居宅サービスの目的の達成のため、職員の熱意と資質の 向上に努めます。

#### 4. 事業内容と目的

豊中市立介護老人保健施設条例及び同条例施行規則に基づき、次に掲げる事業を実施します。

① 介護保健施設サービス事業(長期入所)

介護保険法に基づき、要介護と認定された方が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、その方の居宅における生活への復帰を目指すことを目的とします。

② 短期入所療養介護事業(介護予防事業を含む。)

介護保険法に基づき、要支援または要介護と認定された方が、可能な限り その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで きるよう支援するとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る ことを目的とします。

③ 通所リハビリテーション事業(介護予防事業を含む。)

介護保険法に基づき、要支援または要介護と認定された方が、可能な限り その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで きるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うこと により、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

#### 5. 事業計画

- ① 定 員
  - (ア) 介護保健施設サービス (短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 を含む。) 100人

計画:1日平均入所者数96.5人

- (イ) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーションを含む。) 35人/日(豊中市届出定員)
  - 計画:1日平均利用者数28.5人(月曜日~土曜日、12/29·12/30)
- ② 対象者

介護保険法に規定する被保険者のうち要支援認定及び要介護認定を受けた者であって、下記に該当する者

ただし、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、 豊中市在住者

(ア) 介護保健施設サービス

要介護と認定された者のうち、その者の病状が安定期にあって、施設サービス計画に基づく看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を必要とする者

(4) 短期入所療養介護

要支援1・要支援2または要介護と認定された者のうち、その者の病状が安定期にあって、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を必要とする者

(ウ) 通所リハビリテーション

要支援1・要支援2または要介護と認定された者のうち、その者の病状が安定期にあって、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを必要とする者

# ③ 利用期間

(ア) 介護保健施設サービス

施設サービス計画に基づきます。

ただし、居宅において日常生活が営むことができるかを定期的に検討します。

(イ) 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 居宅介護支援事業者または地域包括支援センターが作成するサービス 計画に基づきます。

(ウ) 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション 居宅介護支援事業者または地域包括支援センターが作成するサービス 計画に基づきます。

## ④ 施設行事等

施設生活を楽しんでいただくため時節に応じた次の行事を行っています。

## (ア) 年行事

	行 事 名
4月	外出行事(桜・ツツジ・飲食店等)
5月	兜飾り
6月	スポーツ大会
7月	七夕
10 月	かがやき祭り・敬老会
12 月	クリスマスツリー
1月	門松・鏡餅飾り
2月	節分
3月	雛祭り
その他	ビヤガーデン・敬老の日・クリスマス行事など

(イ) 月行事(クラブ活動を含む。)

\*誕生日会 \*喫茶 \*書道 \*生け花 \*うた体操

# ⑤ 各種検討会等

入所者及び利用者のサービスの質向上を図るために、次に掲げる委員会等 を設置しています。

- (7) 管理運営会議
- (4) 管理者連絡会
- (ウ) 入所検討会議
- (工) 退所検討会議
- (オ) 施設ケアプラン会議
- (カ) 通所ケアプラン会議
- (キ) 給食会議
- (ク) 行事検討会議
- (ケ) 身体拘束廃止委員会

- (1) 事故防止検討委員会
- (サ) 褥瘡対策委員会
- (シ) 感染対策委員会
- (3) 苦情処理委員会
- (セ) 看取り委員会
- (ツ) レクレーション会議
- (タ) 行事検討会議
- (チ) ボランティア会議

#### 6. 職員研修計画

職員の資質と職務能力を高めることで、入所者等に提供するサービスの質向上を図ることを目的に、次に掲げる研修を実施します。

#### ① 施設内研修として

	研修テーマ	講師等
5月	人権・接遇・虐待研修及び身体拘束研修	各検討会担当職員
7月	感染及び事故対策研修	各検討会担当職員
11 月	感染及び褥創対策研修	各検討会担当職員
1月	事故及び身体拘束対策研修	各検討会担当職員
3月	人権・接遇・虐待研修及び褥瘡対策研修	各検討会担当職員

## ② 外部研修として

- (7) 全国老人保健施設協会主催(基礎·中堅研修、実地研修)
- (イ) おおさか抑制のない高齢者ケア研究会
- (f) 介護支援専門員現任研修(基礎研修·専門課程研修)
- (エ) リスクマネジメント研修
- (オ) 豊中集団給食研究会
- (カ) 食中毒予防研修
- (キ) 褥瘡管理研修
- (ク) 認知症介護実践者研修及び実践リーダー研修
- (ケ) 接遇研修
- (コ) 介護記録・ケアプラン作成研修
- (サ) 主任介護支援専門員養成研修
- (シ) 実習指導者養成講習

#### 7. 地域との交流

地域社会の一員としての施設運営を目指すために、地区福祉委員、民生委員等との交流を積極的に行います。

① 地域社会との交流

地域自治会等が主催する行事へ参加するほか、施設行事への招待などをとうして地域住民等との交流を深めていきます。

## ② ボランティアの受入れ

レクリエーションや施設行事、クラブ活動などに対するボランティアの受入れのほか、高齢者施設への理解を高めていただくために、小中学生や大学生、社会人等の介護体験学習等の受入れを行います。

③ 介護相談員の受入れ

社会福祉協議会から月1回程度の介護相談員の受入れを行い、サービスの 質向上に努めます。

## 8. 教育・実習等の受入れ

地域医療・地域福祉の総合機関として、次の世代を担う人材の育成のため、医療、看護、介護、機能訓練等の実習生の受入を行います。

- (7) 臨床研修医
- (イ) 医学生早期臨床体験学習Ⅱ
- (ウ) 看護在宅援助論実習
- (工) 理学療法学科臨床実習
- (オ) 作業療法学科臨床実習
- (加) 社会福祉援助技術現場研修
- (キ) 教職員免許法の特例に基づく介護等体験
- (ク) 地域体験学習CUL
- (f) 地域歯科保健実習 I

#### 9. その他の運営管理

① 経済的な介護負担の軽減

施設ごとに設定が可能な自己負担分費用について、社会情勢を鑑み、経済性に配慮した料金設定をしています。また、公的減免制度の周知、申請援助を積極的に行い、利用者の経済的負担軽減に努めています。

### ② 衛生管理

施設が定める「感染防止対策マニュアル」に基づき、日常的に徹底した衛生管理を行うとともに、定期的に感染予防対策委員会を開催し、感染予防に対する職員の意識を高めています。

### ③ 危機管理対策

- (ア) 「事故発生の防止及び発生時対応指針」、「事故対応マニュアル」、「通所 リハビリテーション送迎中における事故対応マニュアル」等に基づき、職 員全員で、安全で安心して利用のできる施設づくりに取り組んでいます。
- (イ) 「防災マニュアル」に基づき、対応します。また、豊中市消防本部と合同で年2回以上(うち1回は夜間想定)の防災訓練を行います。
- (ウ) 職員全員がスタンダードプリコーション(標準予防策)を励行するとともに、「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止指針」及び感染症毎に作成した予防対策マニュアルを活用し、感染症・食中毒の蔓延防止に努めています。

# ④ 個人情報保護及び情報開示

## (ア) 個人情報保護方針

個人情報保護については、「一般財団法人豊中市医療保健センター個人情報の保護に関する要綱」に基づき、個人情報の保護に努めています。

また、個人情報の取り扱いについては、個人の人格尊重の理念の下に慎 重かつ適正に取り扱うこととします。

#### (4) 情報公開

情報公開については、「豊中市情報公開条例」の趣旨に沿った「一般財団法人豊中市医療保健センター情報公開要領」に基づき、広く情報の公開に努めています。

# ⑤ 苦情対応

苦情受付体制については、当施設の「苦情対応マニュアル」に基づき、苦情受付担当者や苦情解決責任者を明確にし、より迅速に対応できるシステムを構築しています。また、施設内には、複数の意見箱を設置して、寄せられた意見等に対しては、速やかに誠意をもって対応にあたります。

## ⑥ 建物・設備上の管理運営

指定管理者として、公の施設を公平・公正に管理しています。

施設利用者に安全・快適に利用していただくため、施設内の清掃、設備機器の保守点検等を定期的に実施しているとともに、設備機器の故障・不具合が生じた場合は、施設利用に支障を来たさないよう速やかに修繕等を行っています。また、経費削減や質の確保を図るため、委託業者の選定は豊中市に準じ、入札等適正な方法で行っています。